

## 所沢市上下水道局有料広告の掲載に関するガイドライン

### (趣旨)

第1条 このガイドラインは、自主財源の確保を図るため、所沢市上下水道局（以下「局」という。）の公有財産、物品、印刷物等（以下「局資産」という。）への有料広告の掲載（掲出を含む。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (基本的な考え方)

第2条 局資産に掲載をする有料広告は、局の公営企業としての社会的な信頼性を損なうことのない信用度の高い情報によるものでなければならない。

### (掲載をしない有料広告)

第3条 局資産に掲載をしようとする有料広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、掲載をしない。

- (1) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治又は宗教に関するもの
- (3) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれがあるもの
- (7) 法令違反、無認可、粗悪その他の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (8) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (9) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (10) 有料広告の内容に対して、広告主が責任を果たすことができないおそれがあるもの
- (11) 局の有料広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (12) 青少年の保護及び健全育成の観点から適当でないもの
- (13) その他、所沢市上下水道局有料広告審査会設置要綱（平成30年4月1日施行）に基づく所沢市上下水道局有料広告審査会（以下「審査会」という。）が有料広告として適当でないと認めるもの

### (有料広告の掲載をしない業種又は事業者)

第4条 次に掲げる業種又は事業者の有料広告は、掲載をしない。

- (1) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む事業者
- (2) 投機的商品の勧誘、募集等を専ら行う事業者

- (3) ギャンブル（競輪その他の公営競技、宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条第1項に規定する当せん金付証票をいう。）及びスポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成15年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券をいう。）を除く。）に関する業種
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
- (6) 興信所、探偵事務所等を営む事業者
- (7) 市の水道料金及び下水道使用料等を滞納している事業者
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の事業者及び会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の威圧又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは所沢市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第3条第2項に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）を利用する等している事業者、暴力団員等がその経営に実質的に関与している事業者及び暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業者
- (10) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業及びこれに類似する業種
- (11) 所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱（平成20年4月1日施行）に基づき入札参加停止を受けている事業者
- (12) その他審査会が有料広告の掲載が適当でないと認める業種又は事業者（表示上の留意事項）

第5条 局資産に掲載をする有料広告は、その表示内容について、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 当該有料広告に関する法令及び業界の自主規制による広告表示基準等を遵守すること。
- (2) 市又は国等が推奨していると誤解させるような表現をしないこと。
- (3) 広告であることを原則として明示すること。
- (4) 広告主の名称、所在地及び連絡先を原則として明示すること。

- (5) 肖像権及び著作権を侵害しないこと。
- (6) 誇大な表現や射幸心をあおるような表現をしないこと。

(有料広告の実施方法)

第6条 有料広告の掲載をしようとする局資産を所管する課（以下「所管課」という。）の長（以下「所管課長」という。）は、有料広告事業を実施しようとするときは、次に掲げる事項を定めた要綱案を作成し、経営課長の合議を経た上、上下水道事業管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 有料広告の掲載をしようとする局資産の種類
- (2) 有料広告の規格
- (3) 広告料
- (4) 募集方法
- (5) 選定方法
- (6) その他有料広告事業の実施に必要な事項

(審査の依頼等)

第7条 所管課長は、特に必要があると認めるときは、審査会に審査を求め、又はその意見を聞くことができる。

(業務委託)

第8条 局は、有料広告の募集、作成等に関し、必要な場合は業務委託することができる。

(その他)

第9条 このガイドラインに定めるもののほか、有料広告の掲載に関し必要な事項は、上下水道事業管理者が別に定める。

附 則

このガイドラインは、平成30年4月1日から施行する。